

大阪市指定定期検査機関公募要項

1 指定定期検査機関制度導入の趣旨

大阪市では、適正な計量の実施を確保するために、取引や証明行為に計量器を使用している市内の事業所などを対象に「計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）に基づく特定計量器の定期検査」を行っています。

この定期検査について、より効果的で効率的な実施を図るため、民間企業等が大阪市に代わり定期検査を行うことができる指定定期検査機関制度を導入し、業務委託しています。

以上のことから、大阪市では指定定期検査機関となる民間企業等を毎年度公募により募集し、審査のうえ指定を行います。

2 公募の概要

(1) 公募内容

法及び計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定に基づく大阪市の指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）を募集します。

(2) 指定をする者

大阪市長

(3) 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日

3 指定定期検査機関の業務内容

(1) 事業計画書等の提出

(2) 定期検査業務

- ① 受検対象者への通知
- ② 定期検査の実施
- ③ 特定計量器定期検査結果証明書の交付
- ④ 不合格計量器にかかる措置及び指導
- ⑤ 使用の制限にかかる措置及び指導
- ⑥ 計量器の使用方法的指導
- ⑦ 定期検査業務に関する問い合わせ等の対応

(3) 定期検査手数料等の徴収及び収納

(4) 未受検者の対応

(5) 実態調査業務

(6) 発注者が所有する実用基準分銅の校正

(7) 業務の報告

※ 詳しくは、別紙1「特定計量器定期検査業務及び付随業務説明書」をご参照ください。

4 指定申請の手続き

(1) 申請書類及び提出部数

申請書類は、次のア・イで示すものとする。

ア 指定申請書（様式 1－1）または指定更新申請書（様式 1－2）

正本 1 通、副本 1 通

イ 添付書類（添付書類は、次に掲げるとおりとし、用紙の大きさは原則として日本産業規格 A 4 とします。）

正本 1 通、副本 1 通

添 付 書 類		留 意 事 項
①	定款及び登記事項証明書	登記事項証明書の種類は、履歴事項全部証明書とし、申請日から起算して 3 か月以内に発行されたもの
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	—
③	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	収支予算書は、定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
④	次に掲げる事項を記載した書面	
	ア	役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第 2 条の 2 に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合 - 役員の氏名等は、役員全員の役名、氏名、住所、履歴（職歴・賞罰）を一覧表にしたもの（事業主は氏名、住所、履歴） - 構成員のうち主たる者の氏名は、定期検査の業務を行う社員等の氏名、住所を一覧表にしたもの（構成員が法人の場合は法人の名称、所在地） - 構成員の構成割合
	イ	定期検査の業務を行う特定計量器の種類 質量計とする
	ウ	定期検査の業務を行う地域 大阪市全域とする
	エ	定期検査に用いる器具、機械又は装置（以下「検査設備等」という。）の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（注 1） - 検査設備等の数、性能、保管場所及び所有又は借入れを各々に記載 - 検査設備等を大阪市以外から借入れる場合は、貸借契約書等の写しを添付（注 3） - 検査設備等を大阪市から借入れる場合は、その旨を記載

	オ	定期検査を実施する者の資格及び数並びに計量法に基づく検査実績	- 定期検査を実施する者の氏名、資格、数、及び計量法第 19 条、第 25 条、第 127 条における検査実績、従事年数を一覧表にしたもの - 定期検査を実施する者は一般計量士の資格を有する者とし、申請時に 4 名以上が申請者団体に所属していること（注 4） - 定期検査を実施する者の在職証明書を全員分添付（社印又は代表者印があるもの） - 計量士においては登録証の写しを添付
	カ	1 年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数（注 2）	様式 2 に 2 年間分記入
	キ	定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要	業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載
	ク	手数料の額	大阪市手数料条例（昭和 40 年大阪市条例第 35 号）に定める額を記載
⑤	申請者が法第 27 条（欠格条項）各号の規定に該当しないことを説明した書面		様式 3 に必要事項を記入
⑥	申請者が省令第 2 条の 3（適合要件）各号の規定に適合することを説明した書面		様式 4 に必要事項を記入
⑦	申請者が法人の場合、法第 28 条第 3 号の規定に適合することを説明した書面		- 様式 5 に必要事項を記入 - その他必要に応じて提出を求めます
⑧	大阪市暴力団排除条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した書面		様式 6 に必要事項を記入

（注 1） 検査設備等は、大阪市の定期検査実績に対して適確に定期検査を行うことができる数と性能を備えているかが審査の要件となります。大阪市の定期検査に必要な検査設備等は、別紙 1「特定計量器定期検査業務及び付随業務説明書」の別表 5「大阪市が所有する検査設備等」をご参照ください。

（注 2） 1 年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数については、別紙 2「大阪市の定期検査実績」をご参照ください。

（注 3） 指定定期検査機関に対して、大阪市が所有する検査設備等を貸与することが可能です。ただし、貸与された検査設備を大阪市の定期検査業務以外に使用することはできません。検査設備等を大阪市以外から借入れる場合は、本募集による指定定期検査機関の指定期間を通じて適時・適切に使用できることが審査の要件となります。

(注4) 大阪市の検査実績に鑑み、計量法の規定を上回る条件としています。

(2) 申請受付

ア 申請受付期間

令和8年7月24日(金)から令和8年8月31日(月)までの土・日・祝日を除く9時から17時30分(ただし、12時15分から13時までを除く)

イ 申請受付場所及び方法

申請書類を申請受付期間内に大阪市計量検査所(大阪市港区田中3丁目1番126号)へ持参もしくは郵便等で送付、または行政オンラインシステムにて申請してください。

(3) 留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものと見なします。

イ 申請書類を含め、申請にかかる一切の経費は、申請者側の負担とします。なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。また、審査にあたり、追加資料を求める場合があります。当該資料の返却についても同様とします。

ウ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、審査結果の公表など大阪市が必要と認める場合には、申請書類の内容を無償で大阪市が使用できるものとします。

エ 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

オ 申請受付期間内に申請要件を満たさないものについては、申請受付を行いません。

5 指定申請書等の入手方法

申請書類については、大阪市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000683791.html>

6 審査に関する事項

(1) 審査の方法

ア 指定検査

検査員(大阪市職員)が、提出された申請書類について書類検査を行います。

また、申請書類の内容について、申請者に対し質疑・ヒアリング及び現地検査を行うことがあります。

イ 指定審査

審査員(大阪市職員)が、申請書類及び「指定検査」の結果並びに必要な応じて外部の有識者等から聴取した意見を基に審査を行います。

ウ 判定

「指定審査」において、全ての審査項目が『適』と評価された場合、指定定期検査機関として指定を行います。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年11月末までに申請者に対して通知します。

7 業務規程の提出

審査の結果、大阪市の指定定期検査機関の指定を受けた場合、法第30条の規定に基づき、

検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、大阪市の認可を受けていただく必要があります。

業務規程の提出にかかる詳細は、指定定期検査機関の指定を受けた申請者に対して別途お知らせします。

8 特定計量器定期検査業務の委託

本公募は、指定定期検査機関の指定について定めるものです。

定期検査業務においては、別途業務委託契約を行います。

(1) 委託期間

1年度分の定期検査に関する業務を年度ごとに委託します。

(2) 委託の方法

指定定期検査機関数が、2以上になった場合は入札を実施し、委託先を決定します。

なお、定期検査業務を受託した場合、別途指定公金事務取扱者の指定申請が必要です。

9 問合せ先

大阪市計量検査所（大阪市港区田中3丁目1番126号）

電話番号：06-6577-5888 FAX 番号：06-6577-5808

メールアドレス：ga0003@city.osaka.lg.jp